様式第18号(第14条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者　　　住所

氏名　　　　　様

粕屋町長

**障害児相談支援給付費支給(却下)通知書**

児童福祉法第第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通所受給者証番号 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 申請者氏名 | |  | | | | | | | | | | 申請に係る  児童氏名 |  |
| 支給の可否 | | 可　　・　　　否 | | | | | | | | | | | |
| 支給する | 支給期間 | 年　　月　～　　　　年　　月 | | | | | | | | | | | |
| モニタリング期間 |  | | | | | | | | | | | |
| 支給しない | 支給しない  理由 |  | | | | | | | | | | | |

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に粕屋町長に対し審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。